

静岡県子どもの貧困対策計画〔ふじさんっこ応援プラン（別冊）〕《構成概要》

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「子どもの貧困率」は16.3%（平成24年）と過去最悪を更新し、特にひとり親世帯については54.6%（平成24年）と深刻な状況にあります。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、基本指針となる計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく計画
- ・ふじさんっこ応援プラン（別冊）
- ・静岡県地域福祉支援計画、静岡県教育振興基本計画『有徳の人』づくりアクションプラン第2期計画、「ふじのくに」子ども・若者プランなど関連する計画と連携を図り、教育・福祉の一体的な取り組みを推進します。

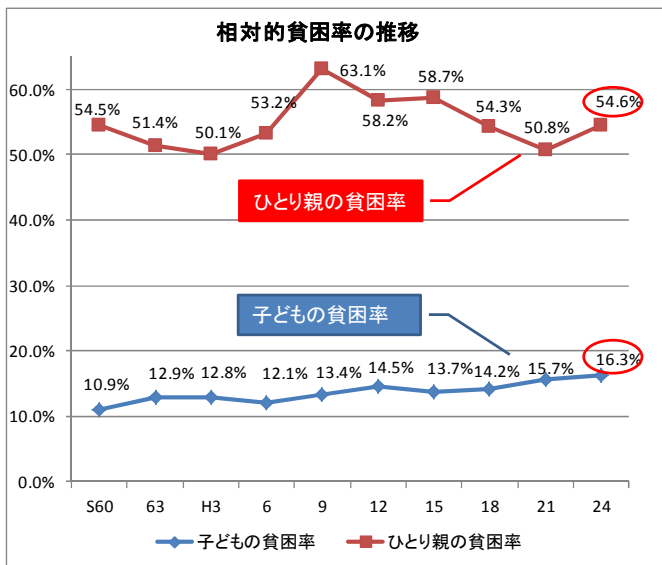
3 計画期間

平成27年度から31年度までの5年間

第2章 計画策定の背景

1 子どもの貧困の状況

子どもの貧困率 16.3%（平成24年）【全国】
ひとり親世帯の貧困率54.6%（平成24年）【全国】



国民生活基礎調査（厚生労働省）より

2 本県の子どもを取り巻く状況

子どもの貧困率は都道府県ごとの数値が非公表のため、経済的困難を示す客観的な指標と考えられる以下の数値等を通じて把握します。

(1)生活保護世帯の状況

生活保護世帯22,947人（H25）、保護率 0.8%（全国1.7%）

生活保護世帯の子どもの数（19歳以下人口比率）

【本県】 H20:1,978人（0.28%）→H25:3,587人（0.53%）

【全国】 H20:（1.02%）→H25:（1.33%）

(2)児童扶養手当受給児童数（19歳以下人口比率）

【本県】 H20:33,522人（4.69%）→H25:38,428人（5.71%）

【全国】 H20:（6.38%）→H25:（7.22%）

(3)児童養護施設、里親委託児童数（19歳以下人口比率）

【本県】 H21:763人（0.11%）→H25:766人（0.11%）

【全国】 H21:（0.15%）→H25:（0.14%）

(4)就学援助受給児童・生徒数（就学援助率）

【本県】 H19:14,039人（4.46%）→H25:19,265人（6.41%）

【全国】 H19:（13.75%）→H25:（15.42%）

(5)生活保護世帯の子どもの進学状況（H26）

高校等進学率 83.6%（全国91.1%、全体98.7%）

高校等中退率 4.6%（全国4.9%、全体1.7%）

高卒後就職率 54.6%（全国43.6%、全体17.5%）

(6)ひとり親世帯の現状

母子家庭の年収 200万円未満が過半数（H26）

雇用形態（パート・アルバイト等の割合）（H26）

母子 48.0%、父子 14.3%（全国 母子 47.4%、父子 8.0%）

児童扶養手当を受給している割合（H22）

65.0%（全国82.1%）

全国との比較では特段厳しい状況はみられませんが、本県において生活保護や、就学援助を受ける子どもは増加傾向にあります。貧困の連鎖防止のため、教育支援をはじめとした各分野における横断的かつきめ細かな対策が求められます。

第3章 計画の方針

1 本県における取組の方向性

貧困の連鎖を断ち切るため、関係機関等との連携のもと、子どもの貧困の状況を適切に把握しながら、子どもの貧困対策を「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの体系のもと、推進していきます。

2 数値目標

項目	現状	目標
スクールソーシャルワーカーの配置（小中学校）	4市3町及び各教育事務所（計2箇所）（H26）	全市町に配置
生活保護世帯の子どもの高校等進学率	83.6%（H26）	本県の全体平均を目指す 98.4%（H26）
ひとり親年間就職者数	2,046人（H26）	2,400人
ひとり親家庭に対する経済的支援制度の認知度	本文P9 経済的支援制度認知状況（H26）	現状以上

第4章 施策の推進

施策体系

計画のポイント

1 教育の支援

成長段階に即したきめ細かな学習指導、機会の提供

- (1)「学校」を窓口にした学習と生活の支援
- (2)幼児教育の現場における支援
- (3)就学支援の充実
- (4)大学等進学に対する教育機会の提供
- (5)生活に困窮している世帯への学習支援
- (6)その他の教育支援

2 生活の支援

貧困世帯が地域社会から孤立するなどして、一層困難な状況に陥らないよう、生活支援を展開

- (1)保護者の生活支援
- (2)子どもの居場所づくり等による生活支援
- (3)子どもの就労支援
- (4)関係機関との連携による包括的な支援体制の整備等
- (5)その他の生活支援

3 保護者の就労支援

就労支援により生活基盤の安定を図る

子どもの貧困は親の貧困問題であること、親が子どもに働く姿を示し、労働の価値を学ばせることは貧困の連鎖を防ぐ上で教育的意義があることを認識し、生活に困窮している世帯の親が安定した就労を確保し、育児と仕事が両立できるよう支援の充実に努めます。

4 経済的支援

生活困窮世帯を経済的に支え、子どもへの適切な養育環境を確保する

生活保護や各種手当などの金銭の給付、貸付金、現物給付（サービス）等を通じて、生活に困窮している世帯の生活を支えます。

○教育と福祉をつなぐ役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置促進などにより、学校の体制強化に取り組み、不登校や非行、家庭環境の問題など、支援が必要な子どもに対し、適切な相談機関、福祉などにつないでいきます

○幼保、小、中、高等学校の連携強化に取り組み、教育支援体制の充実に努めるとともに、就学支援制度の適切な運用、地域人材を活用した学習補助、高等学校等における就職支援の充実など、成長ステージに即した支援に取り組みます

○ひとり親や、児童養護施設の子どもの生活に困窮している世帯へのきめ細かな学習支援に取り組みます

○様々な困難を抱え生活に困窮している世帯の子どもへの適切な養育環境、居場所の確保や、関係機関との連携により包括的な支援体制の整備に取り組みます

○ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、キャリアアップ・転職支援などの雇用形態の改善を支援していくほか、育児と仕事の両立を支援するため、子育てにかかる負担軽減に取り組みます

○生活保護や各種手当、就学にかかる支援制度等が必要とされる世帯にもれなく活用されるよう周知し、着実に実施していきます

○福祉や教育の第一線を担う市町、教育委員会など関係団体と連携・協力していきます